

入札公告（説明書）

平成 23 年 12 月 1 日

NEXCO 東日本 関東支社長 石川 慎一

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|-----------------|--|
| 1-1. 契約件名(工事名) | 首都圏中央連絡自動車道 東金 TB～茂原長南 IC 間通信線路工事 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 関東支社長
石川 慎一 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14
(TEL) 03-5828-8595 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式(通知型) |
| 1-6. 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式(工事成績評価型) |
| 1-8. 入札前価格交渉の有無 | 有 |
| 1-9. 工事費内訳書の提出 | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. 入札保証 | 不要 |
| 1-11. 履行保証 | 必要 ... 入札者に対する指示書[28]を参照のこと |
| 1-12. 契約書の作成 | 必要(作成方法について落札者と協議する) ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |

1-13. 契約図書

- (1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

入札公告 (説明書) ... 本書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
標準契約書案	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【施設工事契約書】を使用すること
入札者に対する指示書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【電子入札用】を使用すること
共通仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること

特記仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
その他契約 (発注用)図面等	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
金抜設計書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
競争参加資格確認申請書	本書の別紙様式 1 のとおり
入札書	電子入札システムの様式のとおり
工事費内訳書	上記 の金抜設計書により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法 (CD - R 配布) により交付するので、上記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。契約図書の交付期間は、平成 23 年 12 月 1 日(木) ~ 平成 24 年 1 月 5 日(木) まで。

第 2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所

自) 千葉県東金市
至) 千葉県長生郡長南町
- (2) 工事内容

本工事は、首都圏中央連絡自動車道 東金 TB ~ 茂原長南 IC 間の通信線路敷設及び非常電話の設置を行うもので、据付・配管配線及び試験調整等の一切の工事を行うものである。
- (3) 工事概算数量

光ケーブル	21.6 km
メタルケーブル	21.6 km
非常電話	65 基
- (4) 工 期

契約保証取得の日の翌日から 450 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者(以下「入札者」)は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めたとする。

- (1) 審査基準日(下記 3-5. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「通信工事」にかかる『平成 23・24 年度競争参加資格』を有する者であること。

- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域 3 (関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 3 (関東支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 21 年度・22 年度に完成した NEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が、両年度ともに(2 年連続して)65 点未満となる者でないこと。
- (6) 審査基準日において、平成 13 年度以降に元請としての完成及び引渡が完了した下記の施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

屋外埋設管路に設置する光ケーブル又はメタルケーブルについて、下記の から に示すすべてを実施した工事

- 施工延長 1,000m以上の屋外配管内敷設
- ケーブル相互の接続
- 試験調整

平成 13 年度以降に完成・引渡が完了した工事の場合は、次のイ) またはロ) に該当する工事は施工実績として認めない。

- イ) NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、成績評定が 65 点未満の工事
- ロ) 国、地方公共団体等の工事においては、成績評定が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (7) 審査基準日において、次に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。なお、配置技術者の専任に関する考え方は、別紙（配置技術者の専任期間の基本的な考え方 ～ ）を参照すること。

主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有する者であること。

現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 13 年度以降に完成した、下記の元請としての施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は に示す資格を有している者でなければならない。

屋外埋設管路に設置する光ケーブル又はメタルケーブルについて、下記の から に示すすべてを実施した工事

- 屋外配管内敷設
- ケーブル相互の接続
- 試験調整

平成 13 年度以降に完成・引渡が完了した工事の場合は、上記（6）のイ) またはロ) に該当する工事は施工実績として認めない。

専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ3ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

なお、下記 3-3.競争参加資格確認申請書の作成に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係（以下「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)
 - 2) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成14年4月16日付、国総建第97号)
 - 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)
- 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本件工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。

- イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

設計業務等の請負人

上記(9)に示した工事に係る設計業務等の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

・首都圏中央連絡自動車道 東金IC～木更津東IC間諸設備基本設計

(株式会社 ネクスコ東日本エンジニアリング)

・首都圏中央連絡自動車道 東金IC～茂原長南IC間通信設備詳細設計

(電気技術開発株式会社)

・首都圏中央連絡自動車道 茂原長南IC～木更津東IC間通信設備詳細設計

(道路通信エンジニア株式会社)

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

-) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
-) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
-) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 総合評価落札方式(工事成績評価型)に関する技術評価項目等

総合評価を行うため入札者に提出を求める技術資料について、その技術評価項目、評価基準及び配点(技術評価点)は次のとおりとする。

評価指標	技術評価項目	評価基準	配点	技術資料	
施 工 の 確 実 性	1 工事成績 評価	【企業】 企業に求めた同種工 事実績の工事成績 評価を評価	平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日）以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事実績	2.0 点	様式 2
		平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日）以降に受渡しが完了した NEXCO 中日本または NEXCO 西日本の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事実績	1.0 点		
		平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日）以降に受渡しが完了した他機関の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事実績	0.5 点		
		工事成績評定点の添付無し又は 80 点未満	0.0 点		
	【配置予定の現場代理人、監理技術者または主任技術者】者のいずれかで、平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日）以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事経験	同種工事の経験に記載された工事における技術者の役職が、現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかで、平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日）以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事経験	6.0 点	様式 4	
		同種工事の経験に記載された工事における技術者の役職が、現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかで、平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日）以降に受渡しが完了した NEXCO 中日本また	5.0 点		

			は NEXCO 西日本の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事経験		
			同種工事の経験に記載された工事における技術者の役職が、現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかで、平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日)以降に受渡しが完了した他機関の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事経験	4.0 点	
			同種工事の経験に記載された工事における技術者の役職が、担当技術者で、平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日)以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事経験	3.0 点	
			同種工事の経験に記載された工事における技術者の役職が、担当技術者で、平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日)以降に受渡しが完了した NEXCO 中日本または NEXCO 西日本の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事経験	2.0 点	
			同種工事の経験に記載された工事における技術者の役職が、担当技術者で、平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日)以降に受渡しが完了した他機関の工事で、工事成績評価が 80 点以上の同種工事経験	1.0 点	
			工事成績評価の添付無し又は 80 点未満	0.0 点	
	2 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況	ISO9001、ISO14001 認証の取得状況	ISO9001 及び ISO14001 双方の認証を取得済み	1.0 点	様式 5-1
			ISO9001 または ISO14001 いずれかの認証を取得済み	0.5 点	様式 5-2
			いずれも未取得	0.0 点	
	3 施工上の留意点	本工事を施工するにあたっての留意点を記載内容に応じて評価	記載された内容が当該工事における留意点として妥当または適切と判断される場合に評価する。 「求める留意点」 光ファイバケーブルの心線接続において、融着接続損失を抑えるための施工上の留意点	5.0 点 ～ 0.0 点	様式 6
N E X C O 東	4 表彰実績	【企業】 競争参加企業者に関して、平成 21 年度(平成 21 年 4 月 1 日)以降の NEXCO 東日本からの表彰実績	社長表彰	2.0 点	様式 7-1
			優秀工事請負者	1.5 点	
			品質管理優良工事請負者	0.5 点	
			安全管理優良工事請負者	0.5 点	
			コスト縮減優良工事請負者	1.0 点	
			優良工事請負者	0.5 点	

日本への貢献度	績に応じて評価	表彰実績なし	0.0点	様式 7-2
	【配置予定の現場代理人、監理技術者または主任技術者】	社長表彰	3.0点	
		優秀工事請負者	2.0点	
		品質管理優良工事請負者	1.0点	
		安全管理優良工事請負者	1.0点	
		コスト縮減優良工事請負者	1.5点	
		優良工事請負者	1.0点	
	経験した工事で平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日）以降の NEXCO 東日本からの表彰実績を評価	表彰実績なし	0.0点	
5 災害時の協力実績	平成 13 年度（平成 13 年 4 月 1 日）以降の NEXCO 東日本における緊急災害復旧工事の施工実績に対する評価	災害時の協力実績がある	1.0点	様式 8
		災害時の協力実績がない	0.0点	
技術評価点合計			20.0点	

3-3. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」）」を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成にかかる留意事項と総合評価落札方式における評価方法
競争参加資格確認申請書 (様式 1)	必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9]〔3〕を参照のこと
施工実績 (様式 2)	上記 3-1.(6)に示す競争参加資格を満たす施工実績を記載すること 記載にあたっては、様式 2 に示す 記載上の注意事項 に従うこと 記載の工事にかかる工事成績評定書を添付すること 上記 3-2.技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり ・平成 20 年度以降(平成 20 年 4 月 1 日以降)に受渡しが完了している工事を対象に評価する ・工事成績評定書の提出のない場合は「0 点」と評価する ・他機関の施工実績については CORINS に登録のある場合に限り評価する
配置予定技術者の資格 (様式 3)	上記 3-1.(7) に示す競争参加資格を満たす配置予定の主任(監理)技術者の資格を記載すること 上記 3-1.(7) 1)から 3)に示す、技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。 1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合 営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から下記 3-5.競争参加資格確認申請 申請期間に示す申請期限

	<p>の日までの期間が3年以内であること。</p> <p>健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>出向元企業の建設業の廃業届書</p> <p>当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報</p> <p>営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面</p> <p>2) 持株会社の子会社が置く技術者の場合</p> <p>健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）附則6の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面</p> <p>3) 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合</p> <p>健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面</p> <p>出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から下記3-5.競争参加資格確認申請 申請期間に示す申請期限の日までの期間が1年以内であること。</p> <p>記載にあたっては、様式3に示す 記載上の注意事項 に従うこと</p>
<p>配置予定技術者の工事経験 (様式4)</p>	<p>上記3-1.(7) に示す競争参加資格を満たす配置予定の現場代理人または主任(監理)技術者の工事経験を記載すること</p> <p>記載にあたっては、様式4に示す 記載上の注意事項 に従うこと</p> <p>記載の工事にかかる工事成績評定書を添付すること</p> <p>上記3-2.技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度以降(平成20年4月1日以降)に受渡し完了している工事を対象に評価する ・工事経験は、工期の50%以上の期間において従事していたことがCORINSで確認できる場合に評価する。なお、当該工事に設計、工場製作、冬季休止が含まれている場合、それらの期間は除くものとし、設計期間・工場製作期間を証明する書類を添付すること ・現場代理人として配置予定の技術者に対する評価、または現場代理人として従事した技術者の工事経験にかかる評価については、いずれも、当該者が建設業法に規定する監理技術者資格または主任技術者資格を有する場合に限り行う

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事成績評定書の提出のない場合は「0点」と評価する ・ 配置予定技術者が複数記載される場合は、最低となる配置予定技術者の工事経験により評価する ・ 他機関の施工実績については CORINS に登録のある場合に限り評価する
ISO9001、ISO14001 認証の取得状況 (様式 5)	<p>ISO9001、ISO14001 認証の取得状況が明らかとなるよう作成すること 作成にあたっては、様式 5 に示す 記載上の注意事項 に従うこと 上記 3-2. 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 5-1(ISO9001 認証の取得状況)及び 5-2(ISO14001 認証の取得状況)において、本件工事の施工を担当する部門(部署)及び事業活動内容が本工事の内容に一致していることを登録証及び付属書等の写しにより確認出来れば評価する。なお、本様式や登録証及び付属書等の写しの添付がない場合は、未取得と取扱い評価しない
施工上の留意点 (様式 6)	<p>本件工事にかかる留意点について記載すること 作成にあたっては、様式 6 に示す 記載上の注意事項 に従うこと なお、留意点については、A4 版(片面)1~2 枚程度で作成するものとする。 上記 3-2. 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本様式の白紙提出及び未提出は評価しない ・ 法令違反等の記述をした場合は、競争参加資格無しとする
表彰実績 (様式 7)	<p>優良表彰の実績が明らかとなるよう作成すること 作成にあたっては、様式 7 に示す 記載上の注意事項 に従うこと 上記 3-2. 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 7-1(表彰実績(競争参加者))において、表彰状の写しが添付されている場合に評価する ・ 評価する表彰実績は、NEXCO 東日本の工事種別「通信工事」に該当する工事での表彰実績である場合に評価する。ただし、社長表彰については工事種別を問わないものとする ・ 表彰実績は、NEXCO 東日本の本社(社長)・すべての支社(支社長)・事務所(事務所長)の表彰である場合に評価する ・ 優良表彰の対象期間として、平成 21 年度以降(平成 21 年 4 月 1 日以降)の表彰実績に限り評価する ・ 複数の表彰実績がある場合は、最も高い表彰実績により評価する 上記 3-2. 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり ・ 様式 7-2(表彰実績(配置予定技術者))において、表彰状の写しが添付されている場合に評価する ・ 評価する表彰実績は、NEXCO 東日本の工事種別「通信工事」に該当する工事での表彰実績で配置予定技術者が当該工事に従事していたことが CORINS で確認できる場合に評価する。ただし、社長表彰については工事種別を問わないものとする ・ 表彰実績は、NEXCO 東日本の本社(社長)・すべての支社(支社長)・事務所(事務所長)表彰である場合に評価する ・ 優良表彰の対象期間として、平成 21 年度(平成 21 年 4 月 1 日)以降の表彰実績に

	<p>限り評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の配置予定技術者について、それぞれに表彰実績がある場合は、最低評価となる配置予定技術者の表彰実績により評価する
<p>災害時の協力実績 (様式 8)</p>	<p>災害時の協力実績が明らかとなるよう作成すること</p> <p>作成にあたっては、様式 8 に示す 記載上の注意事項 に従うこと</p> <p>上記 3-2. 技術評価項目 にかかる評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式 8(災害時の協力実績)において、NEXCO 東日本の災害応急復旧工事の契約書またはその他災害応急復旧工事を施工した実績を証明する書類が添付されている場合に評価する 災害時の協力実績の対象期間として、平成 13 年度以降(平成 13 年 4 月 1 日以降)に受渡しが完了している協力実績に限り評価する

- (2) 入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-4. 入札前価格交渉に必要な当初見積書の作成

- (1) 本工事は、材料価格、施工方法、施工技術など実勢価格を適切に契約制限価格に反映させるため、入札前にすべての競争参加者から NEXCO 東日本が交渉対象とした工事費内訳項目について見積書の提出を求め、技術交渉を行い内容が合理的な場合、交渉内容に基づいた契約制限価格の算定を行い、その後入札により契約の相手方を決定する入札前価格交渉方式の対象工事である。
- (2) 入札者は、次に示すとおり当初見積書(様式 9)を作成しなければならない。
- 当初見積書(様式 9)は、上記 1-13. に示す契約図書に基づき作成するものとする。
- 入札者は、上記 1-13. に示す金抜設計書の摘要欄に『交渉対象』と記載されている工事費内訳項目(材料価格のみ)についてその見積価格を当初見積書(様式 9)に記載し提出するものとする。

3-5. 競争参加資格確認申請

- (1) 入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

申請期間 入札公告の翌日から平成 24 年 1 月 5 日(木)16:00 まで

申請場所 上記 1-3. 「契約担当部署」のとおり

申請方法 電子入札システム

申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

申請書類 1) 上記 3-3. により作成した「申請書」

2) 上記 3-4. により作成した「当初見積書(様式 9)」

- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-6. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知 平成 24 年 1 月下旬を予定している。

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。
- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

3-7. 入札前価格交渉の実施

- (1) 契約責任者は、競争参加資格があると認めたとすべての入札者に対し、個別に、入札者から申請を受けた当初見積書（様式 9）に基づく技術交渉（入札前価格交渉）を実施するので、該当する入札者はこれに応じなければならない。
- (2) 入札前価格交渉の実施日時は、平成 24 年 1 月 26 日(木)から平成 24 年 2 月 13 日(月)までの間を予定しており、詳細な日時については、申請書に記載の入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) 入札前価格交渉の交渉者は、本件工事の施工内容に精通し、当初見積書（様式 9）の内容を十分に理解・説明が可能で、かつ価格について協議・合意ができる者とし、原則として 3 名以内とする。
- (4) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての入札者と各々 1 回以上行うことを原則とし、交渉の状況に応じて 2 回ないし 3 回を標準とする。
- (5) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認するものとする。
- (6) 入札者は、上記(5)に示す合意事項を反映させた交渉後見積書（様式 10）を提出しなければならない。また、入札前価格交渉によっても当初見積書（様式 9）からの変更が生じない場合も同様とする。なお、交渉後見積書（様式 10）の提出にかかる事項については、最終の交渉時に連絡する。
- (7) 入札者は、交渉後見積書（様式 10）に基づいた入札をしなければならない。なお、入札前価格交渉をした各単価は、交渉後見積書（様式 10）に記載した額を上回らない限り変更することができる。
- (8) 契約責任者は、交渉後見積書（様式 10）の内容を契約制限価格の算定に使用する場合がある。

第 4 入札・開札・落札者の決定

4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。

「入札書」... 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

「工事費内訳書」... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと

「総合評定値通知書(経審)の写し」... 入札者に対する指示書[14]を参照のこと

4-2. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限 平成 24 年 2 月 29 日(水) 16:00

入札書の提出場所	上記 1-3. 「契約担当部署」のとおり
入札書の提出方法	電子入札システムまたは書留郵便(配達日指定郵便により提出期限の日の前日までに必着のこと)
開札執行日時	平成 24 年 3 月 1 日(木) 10:30
開札執行場所	上記 1-3. 「契約担当部署」

- (2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

4-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、『加算方式』に基づき算定した評価値が最も高い入札者のした入札価格をもって本件工事の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。
- (2) 評価値は 100 点を満点とし、その算定は次に示す各評価点を加算して行う。
価格評価点 (配点 80 点) ... 次に示す算式により算定する

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{契約制限価格} - \text{最低入札価格}} \right)^2 \right)$$

技術評価点 (配点 20 点) ... 上記 3-2. に示す評価基準により算定する

- (3) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

4-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札をした入札者を対象として低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、重点調査基準価格を設定しており、上記(1)の入札価格が重点調査基準価格未満である場合は、当該入札をした入札者を対象として特に重点的な低入札価格調査を行う。

- (2) 低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第 5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
受付期間 入札公告の翌日から平成 24 年 2 月 17 日(金)まで
受付場所 上記 1-3. 「契約担当部署」のとおり
受付方法 質問書面(様式自由)を持参または書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日で 5 日以内
回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「その他契約

情報」)に掲載する

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[26]に該当する入札は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる
(2) 部分払 無

5-5. 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成 2 3 年度	0%
平成 2 4 年度	95%
平成 2 5 年度	5%

5-6. 火災保険等の付保

電気通信工事共通仕様書「1-47-1 保険の付保」に定めるとおりとする

5-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項について適用する

5-8. 契約後の技術資料の取扱い

総合評価落札方式における技術評価点の算定において加点の対象と評価された配置予定技術者を配置することが困難となった場合で、当該技術者相当の評価に満たない技術者が配置された場合は、本件工事の工事成績評定点を最大 10 点減じる。

5-9. 技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 上記 3-1.(7) の 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されること。
- (2) 上記 3-1.(7) の 3)「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し交付を受けた企業集団確認書を契約責任者に提出すること。

5-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事若しくは本業務の請負人、本工事若しくは本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事若しくは本業務の下請負人、本工事若しくは本業務の下請負人と

資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事若しくは本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上

首都圏中央連絡自動車道 東金 TB～茂原長南 IC 間通信線路工事 に関する契約手続き日程

本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムにより行う工事です。

入札公告

平成 23 年 12 月 1 日(木)

図書等交付期間
(入札公告 1-13.(4)関係)

平成 24 年 1 月 5 日(木)16:00 まで

確認申請書・技術資料・設計図書・
契約手続き等本件競争入札に関する質問
(入札公告 5-2.関係)

受付期間 入札公告の翌日から平成 24 年 2 月 17 日(金)まで
回答期間 質問書を受取った日の翌日から原則として平日で 5
日以内に NEXCO 東日本ホームページにて回答しま
す。

競争参加資格確認申請書
提出期限
(入札公告 3-5.関係)

平成 24 年 1 月 5 日(木)16:00 までに申請ください。
ファイル容量が 2MB を超える場合は書留郵便
にてお願いします。(正 1 部、副 1 部)

競争参加資格確認結果通知
(入札公告 3-6.関係)

平成 24 年 1 月下旬予定です。

入札・開札日

(入札公告 4-2.関係)

入札書・工事費内訳書・総合評定値通知書(経審)の写しの
提出は平成 24 年 2 月 29 日(水) 16:00 までです。
工事費内訳書・総合評定値通知書(経審)の写しを一つの
ファイルにまとめ、その容量が 2MB を超える場合は、書留郵
便にてお願いします。
開札は平成 24 年 3 月 1 日(木) 10:30 からです。

手続きに際しては、入札公告など関係資料を十分にご確認のうえ手続きをお願いします。
平成 23 年 4 月 1 日付けで契約書(案)及び入札者に対する指示書の見直しを行っております。
既にダウンロードされた方も当社ホームページにて内容をご確認のうえ、再度ダウンロードを
お願いします。